

『フードシステム研究シリーズ』刊行規程

- 第1条 本会は、会則第3条第2項の規程にもとづき、その研究会活動の成果を公表するため『フードシステム研究シリーズ』（以下『シリーズ』という）を刊行する。
- 第2条 『シリーズ』は、研究大会のセッション、関東支部会研究会のうち、適当なもの、ならびに常任理事会が指定する研究成果をそれぞれ1つの冊子にして、通し番号を付し、出版社を通じて公刊する。
- 第3条 『シリーズ』の内容は、それら小セッション、小研究会の報告、討論、ならびに第4条で規定するその冊子の編集責任者が指名するそれに参加した会員の寄稿論文、または常任理事会が指定する当学会の目的に関わる研究業績とする。
- 第4条 『シリーズ』の編集責任者は、研究大会の小セッション、関東支部会研究会の座長（または司会）、または常任理事会が指名したものとす。編集責任者は、原稿の整理、討論等のテープ起こし等、編集に必要な一切の業務の責任を負うものとする。
- 第5条 『シリーズ』の刊行対象の決定は、次の手続きによる。
1. 『シリーズ』の編集責任者が、常任理事会に申請する。
 2. 常任理事会は、それぞれの冊子について、本会の副会長の1人を責任者とする選考委員（3名程度で組織）を選任し、査読等の校閲を依頼する。
 3. 常任理事会は、選考委員会による校閲結果をもとに、その採否を決定する。
- 第6条 『シリーズ』は、当学会がそのために契約している出版社から刊行する。常任理事会で承認され、シリーズ番号を与えられた編集責任者は、その出版社に原稿を引き渡すなど、出版に必要な対応を行う。
- 第7条 『シリーズ』の後付けの、著者は、編集責任者、もしくは執筆者連名とするが、発行者は、日本フードシステム学会とする。
- 第8条 『シリーズ』の著作権は、日本フードシステム学会に帰属するものとする。
- 第9条 『シリーズ』の刊行スタイルは、左上に「フードシステム研究シリーズ第〇号」と記入した表紙を統一するが、著者名、書名は個々のものとする。
- 第10条 『シリーズ』の購入を希望する会員は、著者割引（定価の8掛+送料）で購入することができるものとする。購入希望者は、直接、出版社に振替用紙にて申込みこととする。

付 則 本規程 は 1995 年 6 月 10 日から施行する。
1997 年 6 月 14 日改正。
1999 年 6 月 19 日改正。